

2021 年 11 月

学校法人大阪医科薬科大学

学校法人大阪医科薬科大学との取引における不正防止のための取り決め

学校法人大阪医科薬科大学（以下、「本学という」。）が執行する経費は、不正な取引を排し、社会規範、法令、学内規則その他の執行ルールを遵守し、公正かつ効率的に使用することとしております。

取引業者様におかれましても、社会規範、法令、学内規則その他の執行ルール並びに下記の事項を遵守していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、不正行為に関与した場合は、一定期間取引停止又は以後の取引を認めないこととしますのでお含み置きください。

記

1. 次の不適切な取引は行わない。
 - ① 預り金（本学教職員からの預け金依頼の承諾）
 - ・ 本学教職員が取引業者様に架空取引を指示し、実際には納品されていない物品を納品されたものとして代金を支払い、その支払金を当該取引業者様に管理させるもの。
 - ② 取引事実と異なる書類の提出
 - ・ 納品していないにも拘わらず、納品したとして納品書・請求書を提出すること。
 - ・ 実際に納品したものと異なる品名で納品書・請求書を提出すること。
 - ・ 事実と異なる日で納品書・請求書を提出すること。
2. 公的研究費での発注においては「公的研究費による物品の納品確認・検収について」を確認のうえ納品を行う。
3. 本学内部監査、その他調査等において取引の事実関係等を調査する場合は、取引帳簿の閲覧、提出等に協力する。
4. 本学の教職員から不正な行為の依頼があった場合は拒絶し、本学通報窓口へ通報する。
通報窓口：総務部総務課
場所：本部キャンパス 本館・図書館 1 階
電話番号：072-684-6308（直通）総務部総務課